

## 「滋賀県の契約に関する取組方針」について

### 1 趣旨

令和4年の「滋賀県が締結する契約に関する条例」制定および「滋賀県の契約に関する取組方針」策定から3年間の経過したことから、これまでの取組の総括、社会経済状況の変化等を踏まえ、取組方針の見直しを行い、今後の取組の実効性を高めようとするもの。

### 2 取組方針について

条例の基本理念にのっとった県の契約の推進を図るため、既に実施している取組や今後実施を検討する取組(197項目)を体系化し、取りまとめたもの。

### 3 検討経過

- 令和7年度は、これまでの取組を総括し、取組方針改定の方向性を検討してきた。
  - ～9月 総括案について庁内関係課と調整
  - 9/29 滋賀県が締結する契約に関する条例推進委員会
  - 10/17 滋賀県契約審議会
  - ～1月 審議会意見等を踏まえ、改定内容について庁内関係課と調整
  - 2/18 滋賀県契約審議会
- 総括の概要(別添1のとおり)
  - ・ 197項目のうち、191項目が実施済み(令和6年度末時点)となり、契約に関する制度の公正かつ適正な運用等が図られている。他方で、未実施の項目や、今後対応が必要な事業者からの意見もある。
  - ・ 未実施の項目等にかかる検討を着実に進めるとともに、社会経済状況を踏まえ、取組方針に定める項目の追加・改正を行う。

### 4 「滋賀県の契約に関する取組方針」の改定内容(別添2、別添3のとおり)

#### (1) 新規追加(県の契約相手方における人権尊重の取組の推進)

近年、企業における人権尊重の取組が重視されていることを踏まえ、県においても、契約相手方に対し、人権が尊重される社会づくりに寄与するよう求めることとする(取組方針198)。

#### (2) 改正(県の契約における適切な価格転嫁の実現)

近年の物価上昇等を踏まえ、予期することのできない事情により契約金額が不相当となったときは契約の相手方と誠実に協議を行うこと等を明確化する(取組方針107、115、116、119)。

#### (3) その他時点修正

「検討する」としていた導入済の取組を「運用する」に修正する等、時点修正を行う。

### 5 今後の予定

令和8年3月 総務・企画・公室常任委員会 報告

「滋賀県の契約に関する取組方針」改定・公表

# 「滋賀県が締結する契約に関する条例」 の取組の総括について

# 1 総括の趣旨等

## (1) 条例・取組方針の概要

「滋賀県が締結する契約に関する条例」を制定し、令和4年4月に施行。

<条例の基本理念(第3条)>

- ①過程の透明性・競争の公正性の確保および不正行為の排除徹底
- ②契約履行により提供されるサービス等の質の確保
- ③地域経済の活性化への配慮
- ④一定の行政目的の実現を図るための契約の活用

条例の基本理念にのっとり県の契約の推進を図るため、既の実施している取組や今後実施を検討する取組(197項目)を体系化し取りまとめた「滋賀県の契約に関する取組方針」を策定。

## (2) 総括の趣旨

条例施行および取組方針策定から3年間が経過。

これまでの成果や課題を総括するとともに、社会経済状況の変化を踏まえ、今後の取組について検討を行う。

## 2 取組の検証

### (1) 取組方針の実施状況

取組方針に記載した197項目のうち、  
策定時からこれまでに、実施済項目が31増加(160→191)。

現在、未実施の項目は6項目。

	策定時	R4年度	R5年度	R6年度
実施済項目	160 ※1	178	186	191
(うち新たに実施した項目)	-	(18)	(6)	(7)
未実施の項目	37 ※2	19	11	6

※1 取組方針で■印を付している項目

※2 取組方針で○印を付している項目

## 2 取組の検証

### (2) 事業者からの意見への対応

毎年、入札参加資格者名簿に記載のある全ての事業者を対象に、取組状況や県の契約への意見等についてアンケート調査を実施し、対応している。

#### <主な事業者からの意見と対応>

事業者からの意見	対応
事務の効率化を推進するために、 <u>電子契約を導入してほしい。</u> <u>県への提出書類の簡素化、ペーパーレス化を進めてほしい。</u>	電子契約システムを導入(R6) 県への提出書類のペーパーレス化試行(R7)
<u>履行確認が不十分。</u> 担当者によって求められるレベル・成果物が違う。	業務委託の履行確認に係る研修を実施(R5)
<u>「グリーン入札」案件増加</u> により、県全体の環境意識が高まるのではないかと。	CO <sub>2</sub> ネットゼロ社会づくり推進に取り組む事業者等からの優先的な物品等の調達に係る規定を整備(R6)
<u>プロポーザル方式の公告から企画提出期限までの期間が十分でない。</u>	提出期限までの期間を、少なくとも土日を除く10日とするよう事務処理要領に明記(R6)
<u>県産材の活用</u> および <u>県内企業の活用</u> を一層進めてほしい。	プロポーザル方式についても、一般競争入札と同様、県内事業者を優先することを事務処理要領に明記(R6)

## 2 取組の検証

### < 今後対応が必要な、主な事業者からの意見 >

事業者からの意見 (令和6年度のアンケート調査より抜粋)	今後の方針等
<p><u>入札公告の一覧</u>は、公告日、一般競争入札・プロポーザルの別、タイトルとなっているが、全部読まないとなんの入札かわからない。 対象営業種目を加えるなどして、<u>案件の検索</u>をやすくしてほしい。</p>	<p>ホームページ掲載の入札公告の一覧について、ホームページ全体の改修作業(令和8年度)に合わせて、見やすさ・検索性を高める工夫を検討する。</p>
<p><u>入札参加資格要件における実績などの条件</u>を緩和し、入札に参加しやすくしてほしい。</p>	<p>入札参加資格要件の妥当性を事前・事後に審査・検証する仕組み等について、引き続き検討を進める。</p>
<p><u>業務委託の入札案件</u>についても、過度の競争による質の低下を来さないために<u>最低制限価格</u>を設定してほしい。</p>	<p>委託・役務業務等の請負契約における最低制限価格制度の活用に係る指針を策定し、積極的な活用を呼び掛ける。</p>

## 2 取組の検証

### (3) 新たに実施した主な取組

#### 基本理念① 過程の透明性・競争の公正性の確保および不正行為の排除徹底

- ✓ 建設工事等業務委託以外の業務委託および物品の発注見通しの公表（取組方針3,4）

⇒ 契約の過程の透明性確保につながっていることに加えて、事業者から「入札予定等がホームページで公表されているので、案件の見込みを立てることができるようになった」という声もいただいている。

#### 基本理念② 契約履行により提供されるサービス等の質の確保

- ✓ 修繕等の専門的知識を有する職員を配置し、県立学校への支援等を実施（取組方針70,113）

⇒ これまでの支援件数は、26件(R4)、32件(R5)、31件(R6)。  
支援を受けた県立学校担当者から「仕様を明確化できるようになった」という声が届くなど、県立学校における適切な仕様書の作成および積算につながっている。

## 2 取組の検証

### 基本理念③地域経済の活性化への配慮

- ✓ 契約相手先に対し、再委託先の県内事業者優先や県産品利用促進を要請（取組方針137,141）
  - ⇒ 事業者へのアンケートによると、再委託契約等の相手方として県内事業者を選定した割合は、県内事業者においては約9割という高い水準で推移（4ページグラフ参照）。今後も、県内事業者への発注を推進するとともに、再委託先の県内事業者優先等にかかる要請を継続していく。

### 基本理念④一定の行政目的の実現を図るための契約の活用

- ✓ 環境マネジメントシステム、障害者雇用および女性活躍推進に係る事業者の取組をプロポーザル等において評価する規定の整備（取組方針197）
  - ⇒ プロポーザル案件における評価項目等に追加したことにより、このような社会政策が事業者にさらに認知され、認証の新規取得など事業者の新たな取組の契機となっている。

## 2 取組の検証

### (4) 引き続き検討を進めている、未実施の項目

基本理念① 過程の透明性・競争の公正性の確保および不正行為の排除徹底

取組方針の項目	現在の検討状況、今後の方針等
建設工事等業務委託以外の業務委託および物品購入における <u>予定価格の公表</u> 【取組方針13,17】	一部の業務委託および物品購入について予定価格の事後公表を検討中。 予定価格積算方法にかかる考え方について庁内で共有を図るとともに、公表の対象業務・方法等について引き続き検討を進める。
建設工事等業務委託以外の業務委託および物品購入における <u>入札参加資格要件を審査する仕組みの構築</u> 【取組方針43,44】	予定価格が200万円を超える入札案件について、会計管理局の事前審査を行うとともに、入札参加資格要件の妥当性を事前・事後に審査・検証する仕組み等について引き続き検討を進める。

## 2 取組の検証

### 基本理念③地域経済の活性化への配慮

取組方針の項目	現在の検討状況、今後の方針等
<p>規格、品質、価格等が適した<u>県産品の優先購入</u></p> <p>【取組方針142】</p>	<p>物品購入においては、特殊物品を除き、県内事業者からの購入を原則としている。</p> <p>県産品の優先購入についても、引き続き呼びかけていく。</p>
<p><u>県内事業者の技術力向上を考慮した発注方法の在り方の検討</u></p> <p>【取組方針147】</p>	<p>県内事業者への優先発注に取り組んでいるほか、入札参加資格における実績要件を必要最小限とするよう庁内に通知しており、さらに周知していく。</p>

## 2 取組の検証

### (5) 総括

---

- ◆ 取組方針に定める197項目のうち、191項目が実施済みとなり、契約に関する制度の公正かつ適正な運用等が図られている。
- ◆ 他方で、令和6年度末時点で未実施の項目や、今後対応が必要な事業者からの意見もある。



#### 【今後も必要な取組】

- ◎ 未実施の項目や対応が必要な事業者からの意見についての取組の検討
- ◎ 実施済みの項目も適切な運用を継続していくため、事業者アンケート等による県の契約の状況や事業者からの意見等の把握

## 3 契約を取り巻く社会経済状況

### (1) ビジネスと人権

企業の事業活動は、従業員や消費者、地域住民など様々な人との関わりがあり、平成23年に国連の人権理事会が「ビジネスと人権に関する指導原則」を全会一致で支持したことを契機に、国内でも取組が進んでいる。

企業は、事業活動に関わるすべての人の人権を尊重する必要がある。

#### <国内>

- ・ 関係府省庁連絡会議が令和2年に「『ビジネスと人権』に関する行動計画」、令和4年に「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」を策定。
- ・ 令和7年策定の「人権教育・啓発に関する基本計画(第二次)」に該当項目を追加。
- ・ 近年、企業による人権尊重の取組が重視されている。

#### <滋賀県>

- ・ 令和6年改定の「滋賀県人権施策推進計画」に該当項目を追加。
- ・ 県は事業者に対して、人権尊重の視点に立った企業活動を推進するよう啓発を行う。
- ・ 行政機関、経済団体で構成された「事業所内公正採用選考・人権啓発推進班員」による啓発、県内の企業への「事業所内公正採用選考・人権啓発担当者」(平成26年度～)の設置依頼、企業向け研修の開催等に取り組んでいる。

### 3 契約を取り巻く社会経済状況

#### (2) 価格転嫁等の取引適正化

近年の急激な労務費、原材料費等コスト上昇の中で物価上昇を上回る賃上げを実現するため、サプライチェーン全体で適切な価格転嫁の定着が求められている。

##### <国内>

- ・「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」に基づく取組徹底のための広報等
- ・コスト上昇局面における価格据置きへの対応の在り方等について下請法を改正
- ・国や地方公共団体の官公需においても、受注企業の労務費、原材料費等のコスト増加分の価格転嫁を実現するため、最低制限価格制度、少額随意契約制度等を見直し

##### <滋賀県>

- ・適切な価格転嫁を伴う持続的な賃上げの推進に向けて地方版政労使会議「滋賀県働き方改革推進協議会」を開催
- ・県の発注においても適切な価格転嫁に配慮するよう県政経営会議で共有し、通知
- ・契約書標準書式に、特別な事情による契約金額の変更に係る条項を追加

## 4 今後の取組展開

### (1) 目指す姿

総括を踏まえた取組方針に定める項目の見直し等を行うことにより、県の取組の実効性を高め、本県の経済および社会の持続的な発展に寄与する。

### (2) 今後の方向性

未実施の項目等にかかる検討を着実に進めるとともに、社会経済状況を踏まえ、取組方針に定める項目の追加・改正を行う。

- 県の契約における適切な価格転嫁の実現  
…「基本理念②契約履行により提供されるサービス等の質の確保」の「4 適正な履行の確保」の取組を改正
- 県の契約を活用した人権尊重の視点に立った企業活動の推進  
…「はじめに」の「条例を推進するにあたって」、および「基本理念④一定の行政目的の実現を図るための契約の活用」の「4 その他の行政目的の実現に資する取組」に追加

受注者よし・発注者よし・滋賀によし 三方よし

# 滋賀県の契約に関する取組方針

「滋賀県が締結する契約に関する条例」

(令和4年3月17日策定)

(令和8年3月改定案)

滋 賀 県

# 目次

はじめに	1
1 県の契約の締結に当たっての取組に関する事項（条例第6条第2項第1号）	
<b>基本理念1</b> 契約の過程の透明性、競争の公正性の確保および不正行為の排除の徹底	
1 契約の過程の透明性の確保	2
2 競争の公正性の確保	3
3 不正行為の排除の徹底	4
2 県の契約の適正な履行の確保を図るための取組に関する事項（条例第6条第2項第2号）	
<b>基本理念2</b> 契約の履行により提供されるサービス等の質の確保	
1 適切な仕様書等の作成等	6
2 低価格受注の防止	7
3 計画的な発注等	7
4 適正な履行の確保	8
5 価格以外の多様な要素の考慮	8
3 その他基本理念にのっとり県の契約の推進を図るために必要な取組に関する事項（条例第6条第2項第3号）	
<b>基本理念3</b> 地域経済の活性化への配慮	
1 県内事業者の受注機会の増大	10
2 県内事業者の下請負人等への選定	10
3 県産材・県産品の利用	11
4 地域を支える事業者の育成と専門的技術の承継	11
<b>基本理念4</b> 一定の行政目的の実現を図るための契約の活用	
1 環境に配慮した事業活動の推進に関する取組	12
2 多様な人材の活用に関する取組	12
3 県の契約の履行にかかる業務に従事する者の労働環境の整備に関する取組	13
4 その他の行政目的の実現に資する取組	14
5 その他	14
条例を推進するための仕組み	15

# はじめに

## 1 条例に基づく取組方針の策定

本県では、令和3年10月に、滋賀県が締結する契約に関する条例（令和3年滋賀県条例第36号）を制定・公布しました。

この条例は、県の契約に関し、基本理念を定め、県および契約の相手方等の責務を明らかにするとともに、県の契約に関する基本的な事項を定めることにより、県の契約に関する制度の公正かつ適正な運用および一定の行政目的の実現に向けた県の契約の活用を図り、もって本県の経済および社会の持続的な発展に寄与することを目的としています。

また、条例では、第3条において県の契約に係る基本理念を定めるとともに、第4条において、県は、基本理念にのっとり、県の契約に関する必要な取組を推進することとされています。

「滋賀県の契約に関する取組方針」は、滋賀県が締結する契約に関する条例第6条第1項に基づき、基本理念にのっとり、県の契約の推進を図るため、既に実施している取組や今後実施を検討する取組を、体系化し取りまとめたものです。

取組方針の内容を契約の性質または目的に応じ、県の契約の締結または履行に際して適切に反映させることとしています。

なお、社会経済状況の変化に応じ、条例の基本理念の実現に向けて必要がある場合は、契約審議会の意見を聴いて、取組方針を見直すこととします。

## 2 条例を推進するにあたって

(1) 県は、契約は当事者が対等な立場で締結されるものであることを踏まえ、取組を進めるにあたっては事業者の理解と協力を得られるよう努めます。

**(2) 県は、事業者における人権尊重の取組が推進されるよう努めます。**

(3) 県は、県の契約事務の一層の適正化を図るため、内部統制等の充実に努めます。

(4) 県は、地域（圏域）の持続的発展につながるよう、地域（圏域）を支える事業者の育成に努めます。

(5) 県は、県と契約の相手方の契約事務の負担軽減と利便性向上のため、DXの取組の推進に努めます。

## 3 条例（取組方針）の対象

条例の対象となる契約は、県を当事者の一方とする工事もしくは製造その他についての請負契約または業務の委託、物件の買入れその他の契約であって県が対価の支払をすべきものです。

また、条例が適用される県の機関には、知事部局の他、企業庁、病院事業庁、議会事務局、教育委員会、警察本部、その他行政委員会が含まれます。

<条例の対象となる契約の例>

- 機械、車両、消耗品等の物品購入 ○ パソコンやコピー機等のリース
- 建設工事等の請負契約 ○ 建設工事等に係る業務委託契約
- 清掃・警備等の業務委託 ○ 通信・運搬等の役務の提供
- 森林整備事業

※ なお、特定調達契約に該当するものは、外国の産品や供給者と国内の産品や供給者を平等に扱うこと、および外国の産品や供給者間を平等に扱うことが求められることに留意して取り組むこととします。

1 県の契約の締結に当たっての取組に関する事項（条例第6条第2項第1号）

基本理念 1

契約の過程の透明性、競争の公正性の確保および不正行為の排除の徹底

県の契約の適正化が図られるよう、契約の過程の透明性の確保の取組、競争の公正性の確保の取組および不正行為の排除の取組を行う。

1 契約の過程の透明性の確保

(1) 発注見通しの公表

【工事請負契約】

- 1 毎年度定期に、一般競争入札に係る発注見通しを公表する。

【業務委託契約】

- 2 建設工事等業務委託について、毎年度定期に、一般競争入札に係る発注見通しを公表する。
- 3 建設工事等業務委託以外の業務委託について、一般競争入札に係る発注見通しを公表する。

【物品購入】

- 4 一般競争入札に係る発注見通しを公表する。

(2) 入札・契約に関する情報の公表等

【工事請負契約】

- 5 契約に関する県の規則・要領等を公表する。
- 6 県の関係団体へ契約に関する県の取組を周知する。
- 7 入札公告に加え、入札結果等を公表する。
- 8 予定価格等を公表する。

【業務委託契約】

- 9 契約に関する県の規則・要領等を公表する。
- 10 県の関係団体へ契約に関する県の取組を周知する。
- 11 入札公告に加え、入札結果等を公表する。
- 12 建設工事等業務委託について、予定価格等を公表する。
- 13 建設工事等業務委託以外の業務委託について、予定価格等の公表を検討する。

【物品購入】

- 14 契約に関する県の規則・要領等を公表する。
- 15 県の関係団体へ契約に関する県の取組を周知する。
- 16 入札公告に加え、入札結果等を公表する。
- 17 予定価格の公表について検討する。

### (3) 入札および契約の過程に関する苦情に対する対応

#### 【工事請負契約】

- 18 特定調達契約に係る苦情については、「滋賀県特定調達に関する苦情の処理手続要綱」に基づき対応する。
- 19 特定調達契約以外に係る苦情については、「滋賀県制限付き一般競争入札実施要綱」等に基づき対応する。

#### 【業務委託契約】

- 20 特定調達契約に係る苦情については、「滋賀県特定調達に関する苦情の処理手続要綱」に基づき対応する。
- 21 建設工事等業務委託のうち特定調達契約以外に係る苦情については、「滋賀県測量・建設コンサルタント等制限付き一般競争入札実施要綱」等に基づき対応する。
- 22 建設工事等業務委託以外の業務委託のうち特定調達契約以外に係る苦情の処理について規程を整備する。

#### 【物品購入】

- 23 特定調達契約に係る苦情については、「滋賀県特定調達に関する苦情の処理手続要綱」に基づき対応する。
- 24 特定調達契約以外に係る苦情の処理について規程を整備する。

### (4) 入札および契約手続きの運用状況等についての意見聴取

#### 【工事請負契約】

- 25 入札および契約手続きの運用状況等について、滋賀県入札監視委員会から意見を聴く。

#### 【業務委託契約】

- 26 建設工事等業務委託にかかる入札および契約手続きの運用状況等について、滋賀県入札監視委員会から意見を聴く。
- 27 建設工事等業務委託以外の業務委託にかかる入札および契約手続きの運用状況等について、滋賀県契約審議会から意見を聴く。

#### 【物品購入】

- 28 入札および契約手続きの運用状況等について、滋賀県契約審議会から意見を聴く。

## 2 競争の公正性の確保

### (1) 契約方式

#### 【工事請負契約】

- 29 契約の方式は一般競争入札を原則とする。
- 30 指名競争入札しようとする場合は、適用対象を厳格に判断する。
- 31 随意契約しようとする場合は、適用対象を厳格に判断する。

#### 【業務委託契約】

- 32 契約の方式は一般競争入札を原則とする。
- 33 指名競争入札をしようとする場合は、適用対象を厳格に判断する。
- 34 随意契約しようとする場合は、適用対象を厳格に判断する。

- 35 建設工事等業務委託以外の業務委託について、随意契約しようとする場合で複数から見積もりをとることが可能なときは、公募型見積合せ（オープンカウンタ方式）を原則とする。
- 36 建設工事等業務委託以外の業務委託について、プロポーザル方式による場合の適用基準を策定する。

#### 【物品購入】

- 37 契約の方式は一般競争入札を原則とする。
- 38 指名競争入札しようとする場合は、適用対象を厳格に判断する。
- 39 随意契約しようとする場合は、適用対象を厳格に判断する。
- 40 随意契約しようとする場合で複数から見積もりをとることが可能なときは、公募型見積合せ（オープンカウンタ方式）を原則とする。

### (2) 有資格者名簿の作成と入札参加者の選定

#### 【工事請負契約】

- 41 入札参加資格要件を滋賀県建設工事等契約審査委員会において審査する。

#### 【業務委託契約】

- 42 建設工事等業務委託について、入札参加資格要件を滋賀県建設工事等契約審査委員会において審査する。
- 43 建設工事等業務委託以外の業務委託について、入札参加資格要件を審査する仕組みを構築する。

#### 【物品購入】

- 44 入札参加資格要件を審査する仕組みを構築する。

## 3 不正行為の排除の徹底

### (1) 不適切な相手方との契約の防止

#### 【工事請負契約】

- 45 入札参加資格審査において、暴力団員等でないこと、県税等の滞納がないこと等を入札参加資格の付与要件とする。
- 46 入札参加資格審査において、不当要求防止責任者の選任および事業所のコンプライアンスの取組を評価する。
- 47 入札参加資格審査において、入札参加停止措置等の状況について勘案する。
- 48 入札において、入札参加制限措置を受けていないこと、暴力団員等でないこと、県税等の滞納がないこと等を参加要件とする。

#### 【業務委託契約】

- 49 入札参加資格審査において、暴力団員等でないこと、県税等の滞納がないこと等を入札参加資格の付与要件とする。
- 50 建設工事等業務委託の入札において、入札参加制限措置を受けていないこと、暴力団員等でないこと、県税等の滞納がないこと等を参加要件とする。
- 51 建設工事等業務委託以外の業務委託の入札等において、入札参加制限措置を受けていないこと、暴力団員等でないこと等を参加要件とする。

**【物品購入】**

- 52 入札参加資格審査において、暴力団員等でないこと、県税等の滞納がないこと等を入札参加資格の付与要件とする。
- 53 入札等において、入札参加制限措置を受けていないこと、暴力団員等でないこと等を参加要件とする。

**(2) 不正行為への対応****【工事請負契約】**

- 54 談合情報があった場合は、滋賀県談合情報マニュアルに基づき対応する。

**【業務委託契約】**

- 55 建設工事等業務委託について、談合情報があった場合は、滋賀県談合情報マニュアルに基づき対応する。
- 56 建設工事等業務委託以外の業務委託について、談合情報があった場合の対応マニュアルに基づき対応する。

**【物品購入】**

- 57 談合情報があった場合の対応マニュアルに基づき対応する。

**(3) 入札参加停止措置****【工事請負契約】**

- 58 入札参加停止措置基準の周知等、不正行為の防止を図る取組を実施する。
- 59 入札参加資格者が、滋賀県建設工事等入札参加停止基準に定める、粗雑工事、契約違反、談合等の不正行為による措置要件に該当するときは、入札参加停止措置を行う。

**【業務委託契約】**

- 60 入札参加停止措置基準の周知等、不正行為の防止を図る取組を実施する。
- 61 建設工事等業務委託の入札参加資格者が、滋賀県建設工事等入札参加停止基準に定める、粗雑な業務、契約違反、談合等の不正行為による措置要件に該当するときは、入札参加停止措置を行う。
- 62 建設工事等業務委託以外の業務委託の入札参加資格者が、滋賀県物品関係入札参加停止基準等に定める、契約違反や談合等の不正行為による措置要件に該当するときは、入札参加停止措置を行う。

**【物品購入】**

- 63 入札参加停止措置基準の周知等、不正行為の防止を図る取組を実施する。
- 64 入札参加資格者が、滋賀県物品関係入札参加停止基準に定める、契約違反や談合等の不正行為による措置要件に該当するときは、入札参加停止措置を行う。

## 2 県の契約の適正な履行の確保を図るための取組に関する事項（条例第6条第2項第2号）

### 基本理念2

### 契約の履行により提供されるサービス等の質の確保

契約の履行により提供されるサービス等の質が確保されるよう、適切な仕様書等の作成の取組、低価格受注の防止の取組、計画的な発注等の取組、適正な履行の確保の取組、価格以外の多様な要素の考慮の取組等を行う。

## 1 適切な仕様書等の作成等

### (1) 適切な仕様書の作成

#### 【工事請負契約】

- 65 各建設作業の順序、使用材料の品質、数量、仕上げの程度、施工方法等工事を施工するうえで必要な技術的要求、工事内容を説明したもののうち、あらかじめ定型的な内容を定めた共通仕様書を作成する。
- 66 共通仕様書を補足し、工事の施工に関する詳細または工事に固有の技術的要求を定めた特記仕様書、図面等を作成する。

#### 【業務委託契約】

- 67 建設工事等業務委託について、各業務の順序、使用材料の品質、数量、成果の程度、履行方法等業務を履行するうえで必要な技術的要求、業務内容を説明したもののうち、あらかじめ定型的な内容を定めた共通仕様書を作成する。
- 68 建設工事等業務委託について、共通仕様書を補足し、業務の履行に関する詳細または業務に固有の技術的要求を定めた特記仕様書、図面等を作成する。
- 69 建設工事等業務委託以外の業務委託について、業務に応じてあらかじめ定型的な内容を定めた仕様書を庁内で共有する。
- 70 建設工事等業務委託以外の業務委託の仕様書作成等について、相談、支援を行う仕組みを構築する。
- 71 主要な情報システムに係る業務委託について、調達審査会を開催し、調達前に仕様書、積算額、契約方法等の審査を行う。

#### 【物品購入】

- 72 全庁的に発注が多く見込まれる代表的な物品の仕様書を庁内で共有する。

### (2) 発注者および受注者双方による適切な積算

#### 【工事請負契約】

- 73 適切な積算を行うための基準を作成する。
- 74 県の積算時における最新の設計労務単価、資材等の実勢価格を適切に反映する。
- 75 事業者の適切な積算を促進するため、必要に応じて、事業者に積算内訳の提出を求める。

#### 【業務委託契約】

- 76 県の積算時における最新の設計労務単価、資材等の実勢価格を適切に反映する。

- 77 建設工事等業務委託について、事業者の適切な積算を促進するため、必要に応じて、事業者に積算内訳の提出を求める。
- 78 建設工事等業務委託以外の業務委託について、事業者の適切な積算を促進するため、必要に応じて、事業者に積算内訳の提出を求める。
- 79 庁舎等管理業務について適切な積算を行うための基準を作成する。

#### 【物品購入】

- 80 県の積算時における最新の市場価格、発注数量に応じた単価設定等を適切に反映する。

## 2 低価格受注の防止

#### 【工事請負契約】

- 81 特定調達契約および総合評価方式等一部案件を除き、特に必要がある場合は、最低制限価格制度を適用する。
- 82 総合評価方式を採用する入札において、低入札価格調査制度を適用する。

#### 【業務委託契約】

- 83 特定調達契約および総合評価方式等一部案件を除く、建設工事等業務委託の入札において、特に必要がある場合は、最低制限価格制度を適用する。
- 84 総合評価方式を採用する建設工事等業務委託の入札において、低入札価格調査制度を適用する。
- 85 特定調達契約および総合評価方式等一部案件を除く、庁舎等管理業務委託等の入札において、特に必要がある場合は、最低制限価格制度を適用する。

## 3 計画的な発注等

#### 【工事請負契約】

- 86 発注等事務の簡素化を検討する。
- 87 毎年度定期に、一般競争入札に係る発注見通しを公表する。(1再掲)
- 88 債務負担行為の活用等により施工時期の平準化を推進する。
- 89 適切な工期設定に努める。
- 90 週休2日取組指定型工事を適用することを原則とする。
- 91 余裕期間制度を活用する。

#### 【業務委託契約】

- 92 発注等事務の簡素化を検討する。
- 93 適切な履行期間の設定に努める。
- 94 建設工事等業務委託について、毎年度定期に、一般競争入札に係る発注見通しを公表する。(2再掲)
- 95 建設工事等業務委託について、余裕期間制度を活用する。
- 96 建設工事等業務委託以外の業務委託について、一般競争入札に係る発注見通しを公表する。(3再掲)
- 97 建設工事等業務委託以外の業務委託について、履行準備期間の確保のため、必要に応じ、債務負担行為の活用を図る。

#### 【物品購入】

- 98 発注等事務の簡素化を検討する。
- 99 一般競争入札に係る発注見通しを公表する。(4再掲)
- 100 適切な履行期間の設定に努める。

### 4 適正な履行の確保

#### 【工事請負契約】

- 101 契約額が一定額以上の場合、専門部署での検査を行う。
- 102 工事の監督または検査を行う職員の資質の向上のため、研修を実施する。
- 103 成績を評定するための要領を作成する。
- 104 検査において、履行内容を評価する。
- 105 受発注者間での打ち合わせや状況報告の聴取を適切に行い、事業の進捗を適切に管理する。
- 106 変更契約を適時適切に締結するなど、履行内容をその都度明確化する。
- 107 予期することのできない特別の事情により、~~契約期間内に急激なインフレーションまたはデフレーションを生じ、~~契約金額が著しく不適当となったときは、**契約の相手方と誠実に協議を行うとともに、**契約金額の変更を請求できる仕組みを運用する。
- 108 一括下請契約の禁止を契約約款に明記する。

#### 【業務委託契約】

- 109 建設工事等業務委託について、業務の監督または検査を行う職員の資質の向上のため、研修を実施する。
- 110 建設工事等業務委託について、検査において、履行内容を評価する。
- 111 建設工事等業務委託について、受発注者間での打ち合わせや状況報告の聴取を必要に応じて行うことにより、事業の進捗を適切に管理する。
- 112 建設工事等業務委託について、変更契約を適時適切に締結し、履行内容をその都度明確化する。
- 113 建設工事等業務委託以外の業務委託について、業務の監督または検査の方法に係る助言を行う仕組みを構築する。
- 114 建設工事等業務委託以外の業務委託について、業務の監督または検査を行う職員の資質の向上のため、研修等を実施する。
- 115 庁舎等管理業務委託契約について、予期することのできない特別の事情により、契約金額が著しく不適当となったときには、**契約の相手方と誠実に協議を行うとともに、**契約金額の変更を請求できる仕組みについて検討を運用する。
- 116 **庁舎等管理業務委託以外の業務委託について、予期することのできない事情により、契約金額が不適当となったときは、契約の相手方と誠実に協議を行い、必要があると認めるときは契約金額の変更を行う。**
- 117 一括再委託契約を禁止する。ただし、必要と認められる場合に限り、一部の再委託を認める。

#### 【物品購入】

- 118 検査を行う職員の資質向上のため、研修を実施する。
- 119 予期することのできない特別の事情により、契約金額や納入期限が著しく不適当となり**った**ときは、**契約の相手方と誠実に協議を行い、必要があると認めたる**ときは、協議の上、契約金額や**契約納入**期限の変更を行う。

### 5 価格以外の多様な要素の考慮

#### 【工事請負契約】

- 120 入札参加資格審査において、工事成績評定点、企業表彰等の実績および品質管理に関する取組を評価する。
- 121 入札参加資格審査の結果に基づき、有資格業者のうち県内業者の格付を行う。
- 122 入札において、工事の品質確保を目的として、事業の規模や技術的難易度等により価格と技術力とを総合的に評価する総合評価方式を実施する。

#### 【業務委託契約】

- 123 入札において、業務の品質確保を目的として、事業の規模や技術的難易度等により価格と技術力とを総合的に評価する総合評価方式を実施する。
- 124 随意契約において、価格以外に企画、技術等を総合的に評価するプロポーザル方式を必要に応じ採用する。

### 3 その他基本理念にのっとり県の契約の推進を図るために必要な取組に関する事項（条例第6条第2項第3号）

#### 基本理念3 地域経済の活性化への配慮

地域経済の活性化が図られるよう、県内事業者の受注機会の増大の取組、県内事業者の下請負人等への選定、県産材・県産品の利用の取組、地域を支える事業者の育成と専門的技術の承継のための取組を行う。

## 1 県内事業者の受注機会の増大

### 【工事請負契約】

- 125 特定調達契約等一部案件を除き、事業の規模や技術的難易度等により施工可能な県内事業者がない場合や競争性が確保できない場合を除き、県内事業者に対し優先的に発注する。
- 126 県内事業者単体では施工が困難な建設工事であっても、県内事業者を構成員に加えた共同施工が可能な場合には、共同施工方式を活用する。
- 127 特定調達契約等一部案件を除き、総合評価方式を採用する建設工事の一部において、県内事業者であることを評価する。

### 【業務委託契約】

- 128 特定調達契約等一部案件を除き、業務の規模や技術的難易度等により履行可能な県内事業者がない場合や競争性が確保できない場合を除き、県内事業者に対し優先的に発注する。
- 129 県内事業者では履行が困難な建設工事等業務委託であっても、県内事業者を構成員に加えた共同企業体による履行が可能な場合には、共同での履行方式を活用する。
- 130 特定調達契約等一部案件を除き、総合評価方式を採用する建設工事等業務委託の一部において、県内事業者であることを評価する。
- 131 特定調達契約等一部案件を除き、建設工事等業務委託以外の業務委託について、総合評価方式、プロポーザル方式を採用する場合は、県内事業者であることを評価する。
- 132 建設工事等業務委託以外の業務委託について、公募型見積合せ（オープンカウンタ方式）を行う場合は、履行場所に所在する県内地域の事業者に対し、優先的に発注を行う。

### 【物品購入】

- 133 特定調達契約等一部案件を除き、県内事業者に対する優先発注および県内事業者の受注機会の増大に努める。
- 134 公募型見積合せ（オープンカウンタ方式）を行う場合は、納品場所に所在する県内地域の事業者に対し、優先的に発注を行う。
- 135 官公需適格組合をはじめとする事業協同組合等の受注機会の増大に努める。

## 2 県内事業者の下請負人等への選定

### 【工事請負契約】

- 136 契約の相手方に対し、下請負人の選定に当たり県内事業者を優先するよう要請する。
- 137 総合評価方式を採用する建設工事の一部において、県内企業の下請負人の活用を評価する。

#### 【業務委託契約】

- 138 一部再委託を認める場合においては、契約の相手方に対し、再委託先は県内事業者を優先するよう要請する。

### 3 県産材・県産品の利用

#### 【工事請負契約】

- 139 契約において、県産材の利用促進を要請する。
- 140 総合評価方式を採用する建設工事の一部の入札において、県産材の使用を評価する。
- 141 「公共建築物における滋賀県産木材の利用方針」に基づき県産木材の利用を促進する。

#### 【業務委託契約】

- 142 建設工事等業務委託以外の業務委託において、県産品の利用促進を要請する。

#### 【物品購入】

- 143 規格、品質、価格等が適した県産品がある場合は、これを優先して購入するよう努める。

### 4 地域を支える事業者の育成と専門的技術の承継

#### 【工事請負契約】

- 144 入札参加資格審査において、工事成績評定、企業表彰等の実績および品質管理に関する取組を評価する。(120再掲)
- 145 総合評価方式を採用する建設工事の一部において、技術者の継続教育状況について評価する。
- 146 総合評価方式を採用する建設工事の一部において、建設キャリアアップシステム(技能者の技能や経験を評価するしくみ)利用について評価する。
- 147 総合評価方式を採用する建設工事の一部において、監理技術者等として、若手技術者を配置することを評価する。

#### 【業務委託契約】

- 148 県内事業者育成の観点から、県内事業者の技術力向上を考慮した発注方法の在り方を検討する。
- 149 総合評価方式を採用する建設工事等業務委託の一部において、技術者の継続教育状況について評価する。
- 150 建設工事等業務委託以外の業務委託について、滋賀県新商品の生産等による新事業分野開拓者認定制度(滋賀県新商品等パイオニア認定制度)により認定された新サービスについて、優先発注を推進する。
- 151 建設工事等業務委託以外の業務委託について、公募型見積合せ(オープンカウンタ方式)を行う場合は、履行場所に所在する県内地域の事業者に対し、優先的に発注を行う。(132再掲)

#### 【物品購入】

- 152 滋賀県新商品の生産等による新事業分野開拓者認定制度(滋賀県新商品等パイオニア認定制度)により認定された新商品について、優先調達を推進する。
- 153 公募型見積合せ(オープンカウンタ方式)を行う場合は、納品場所に所在する県内地域の事業者に対し、優先的に発注を行う。(134再掲)
- 154 官公需適格組合をはじめとする事業協同組合等の受注機会の増大に努める。(135再掲)

基本理念 4	一定の行政目的の実現を図るための契約の活用
一定の行政目的の実現が図られるよう、県の契約を適切に活用することとし、環境に配慮した事業活動の推進に関する取組、多様な人材の活用に関する取組、県の契約の履行に係る業務に従事する者の労働環境の整備に関する取組、その他県の行政目的の実現に資する取組を行う。	

## 1 環境に配慮した事業活動の推進に関する取組

### (1) CO<sub>2</sub>ネットゼロ社会づくりなどの環境に配慮した事業活動の推進

#### 【工事請負契約】

- 155 入札参加資格審査において、環境に関する取組を評価する。
- 156 リサイクル認定製品使用の取組の推進を図る。

#### 【業務委託契約】

- 157 建設工事等業務委託にかかる入札参加資格審査において、環境に関する取組を評価する。
- 158 建設工事等業務委託において、リサイクル認定製品使用の取組の推進を図る。
- 159 建設工事等業務委託以外の業務委託について、総合評価方式、プロポーザル方式を採用する場合は、環境に関する取組を評価する。

#### 【物品購入】

- 160 環境負荷の低減に積極的に取り組む事業者等から優先的に物品等の調達を行うグリーン入札を実施する。
- 161 CO<sub>2</sub> ネットゼロ社会づくりの推進に取り組む事業者等から優先的に物品等の調達を行う **こと** **を検討する。**

## 2 多様な人材の活用に関する取組

### (1) 障害者その他就業支援が必要な者の就業機会の確保（活躍の場の創出）

#### 【工事請負契約】

- 162 入札参加資格審査において、障害者雇用、高齢者雇用確保措置等に関する取組を評価する。

#### 【業務委託契約】

- 163 特定調達契約等一部案件を除き、建設工事等業務委託以外の業務委託の総合評価方式、プロポーザル方式において、障害者雇用、高齢者雇用確保措置等に関する取組を評価する。
- 164 建設工事等業務委託以外の業務委託について、障害者就労施設等に発注可能なものについては、障害者優先調達推進法に基づき、優先発注を推進する。（滋賀県ナイスハート物品購入制度の活用）
- 165 建設工事等業務委託以外の業務委託について、障害者を積極的に雇用している事業者への優先発注を推進する。（滋賀県ナイスハート物品購入制度の活用）
- 166 建設工事等業務委託以外の業務委託について、シルバー人材センター等への優先発注を推進する。

#### 【物品購入】

- 167 障害者就労施設等から調達可能なものについては、障害者優先調達推進法に基づき、優先調達を推進する。(滋賀県ナイスハート物品購入制度の活用)
- 168 障害者を積極的に雇用している事業者からの物品等の優先調達を推進する。(滋賀県ナイスハート物品購入制度の活用)

### (2) 男女共同参画・女性活躍推進

#### 【工事請負契約】

- 169 入札参加資格審査において、女性活躍に関する取組を評価する。
- 170 特定調達契約等一部案件を除き、総合評価方式を採用する建設工事の一部において、女性技術者を配置することを評価する。

#### 【業務委託契約】

- 171 特定調達契約等一部案件を除き、建設工事等業務委託以外の業務委託について、総合評価方式、プロポーザル方式を採用する場合は、契約の内容に応じ女性活躍に関する取組を評価する。

### (3) 多様で柔軟な働き方の実現

#### 【工事請負契約】

- 172 入札参加資格審査において、次世代育成支援対策に関する取組を評価する。

#### 【業務委託契約】

- 173 特定調達契約等一部案件を除き、建設工事等業務委託以外の業務委託について、総合評価方式、プロポーザル方式を採用する場合は、次世代育成支援対策に関する取組を評価する。

## 3 県の契約の履行にかかる業務に従事する者の労働環境の整備に関する取組

### (1) 適切な賃金水準等の確保

#### 【工事請負契約】

- 174 県の積算時における最新の設計労務単価、資材等の実勢価格を適切に反映する。(74 再掲)
- 175 事業者の適切な積算を促進するため、必要に応じて、事業者に積算内訳の提出を求める。(75 再掲)
- 176 建設工事契約約款において、請負代金内訳書に法定福利費を明示することを規定する。
- 177 特定調達契約および総合評価方式等一部案件を除き、特に必要がある場合は、最低制限価格制度を適用することを原則とする。(81 再掲)

#### 【業務委託契約】

- 178 県の積算時における最新の設計労務単価、資材等の実勢価格を適切に反映する。(76 再掲)
- 179 建設工事等業務委託について、事業者の適切な積算を促進するため、必要に応じて、事業者に積算内訳の提出を求める。(77 再掲)
- 180 特定調達契約および総合評価方式等一部案件を除く、建設工事等業務委託の入札において、特に必要がある場合は、最低制限価格制度を適用する。(83 再掲)
- 181 建設工事等業務委託以外の業務委託について、事業者の適切な積算を促進するため、必要に応じて、事業者に積算内訳の提出を求める。(78 再掲)
- 182 庁舎等管理業務について適切な積算を行うための基準を作成する。(79 再掲)

- 183 特定調達契約および総合評価方式等一部案件を除く、庁舎等管理業務委託等の入札において、特に必要がある場合は、最低制限価格制度を適用する。(85 再掲)

#### 【物品購入】

- 184 県の積算時における最新の市場価格、発注数量等に応じた単価設定を適切に反映する。(80 再掲)

### (2) その他労働環境の整備

#### 【工事請負契約】

- 185 入札参加資格審査において、次世代育成支援対策に関する取組を評価する。(172 再掲)
- 186 入札参加資格審査において、社会保険適用事業所の場合に社会保険に加入していること等を入札参加資格の付与要件とする。
- 187 受注者と社会保険未加入者との下請負契約(一次・二次以下下請負契約含む)を原則禁止する。二次以下の下請負人について社会保険加入状況を確認する。
- 188 契約において、下請負人が社会保険未加入建設業者である場合、受注者に対して入札参加停止や成績評定減点の措置を行う。
- 189 共通仕様書において、建設業退職金共済制度や社会保険の加入の義務付け等への取組を記載する。

#### 【業務委託契約】

- 190 建設工事等業務委託について、共通仕様書において、社会保険の加入の義務付け等への取組を記載する。
- 191 特定調達契約等一部案件を除き、建設工事等業務委託以外の業務委託について、総合評価方式、プロポーザル方式を採用する場合は、次世代育成支援対策に関する取組を評価する。(173 再掲)
- 192 建設工事等業務委託以外の業務委託において、社会保険の加入状況の確認や、労働法規遵守の働きかけなど、労働環境の整備を促進する取組を行う。

## 4 その他の行政目的の実現に資する取組

### (1) 安全・安心で活力ある地域づくりの推進

#### 【工事請負契約】

- 193 入札参加資格審査において、除雪や凍結防止剤散布活動等の参加事業者の取組を評価する。
- 194 入札参加資格審査において、防災に関する取組を評価する。
- 195 入札参加資格審査において、美知メセナ活動および清掃活動等の社会貢献活動に関する取組を評価する。
- 196 特定調達契約等一部案件を除き、総合評価方式を採用する建設工事の一部において、防災に関する取組を評価する。

#### 【業務委託契約】

- 197 総合評価方式を採用する建設工事等業務委託の一部において、防災に関する取組を評価する。

### (2) 人権尊重の取組の推進

- 198 「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」(令和4年ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議決定)を踏まえ、契約の

相手方に対し、人権が尊重される社会づくりに寄与するように求める。

## 5 その他

- 199 一定の行政目的の実現に資する取組の活用方法等を検討する。

## 条例を推進するための仕組み

### 1 滋賀県契約審議会の設置

滋賀県契約審議会は、知事の附属機関として、取組方針の策定・変更または目標の設定ならびに県の契約に関する事項に関し調査審議を行うほか、県の契約に関する事項に関し、知事に意見を述べることをその役割としています。

審議会において、取組方針に掲げた取組の実施状況について検証を行い、その調査審議の結果をその後の取組に反映させるなど、PDCAサイクルを継続的に実施することで、取組の実効性を高めていくこととしています。

### 2 条例の推進に係る相談・情報提供窓口の設置

基本理念にのっとった県の契約に関する取組を推進するためには、事業者や関係団体をはじめ県的外部の方から、県の契約に関し相談や情報提供等を広く受ける仕組みが不可欠です。

条例の推進に係る相談・情報提供窓口を設置し、寄せられた相談・情報等を関係機関で共有し、必要に応じてその後の取組に反映していきます。

### 3 事業者の取組状況の把握

環境に配慮した事業活動、多様な人材の活用、県の契約の履行に係る業務に従事する者の労働環境の整備等にかかる事業者の取組状況を調査し、調査結果を関係機関で分析および共有し、必要に応じてその後の取組に反映していきます。

### 4 部局横断による推進体制の整備

基本理念にのっとった県の契約に関する取組を推進するため、庁内推進体制を整備し、部局等の相互の連携を図りながら、取組方針に掲げた取組の実施状況について検証や全庁的な取組の企画、推進および総合調整等に取り組みます。

### 5 契約状況の公表

毎年度、契約状況実態調査を行い、その結果を公表します。

### 6 指定管理者の選定

別途策定している「県立施設の指定管理者制度運用ガイドライン」に条例の趣旨を反映させます。

別添3 「滋賀県の契約に関する取組方針」の改定案（新旧対照表）

旧	新
<p><b>はじめに</b></p> <p>1 (略)</p> <p>2 条例を推進するにあたって (1) (略)</p> <p><u>(新設)</u> (2) ~ (4) (略)</p> <p>3 (略)</p>	<p>1 (略)</p> <p>2 条例を推進するにあたって (1) (略)</p> <p><u>(2) 県は、事業者における人権尊重の取組が推進されるよう努めます。</u></p> <p>(3) ~ (5) (略)</p> <p>3 (略)</p>
<p><b>1 県の契約の締結に当たっての取組に関する事項</b></p> <p>基本理念1 契約の過程の透明性、競争の公正性の確保および不正行為の排除</p> <p><b>の徹底</b> (略)</p>	<p><b>1 県の契約の締結に当たっての取組に関する事項</b></p> <p>基本理念1 契約の過程の透明性、競争の公正性の確保および不正行為の排除</p> <p><b>の徹底</b> (略)</p>
<p><b>2 県の契約の適正な履行の確保を図るための取組に関する事項</b></p> <p>基本理念2 契約の履行により提供されるサービス等の質の確保</p> <p>1~2 (略)</p> <p>3 計画的な発注等 【工事請負契約】</p> <p>86 発注等事務の簡素化を検討する。</p> <p>87~91 (略)</p>	<p><b>2 県の契約の適正な履行の確保を図るための取組に関する事項</b></p> <p>基本理念2 契約の履行により提供されるサービス等の質の確保</p> <p>1~2 (略)</p> <p>3 計画的な発注等 【工事請負契約】</p> <p>86 発注等事務を簡素化する。</p> <p>87~91 (略)</p>

<p>【業務委託契約】</p> <p>92 発注等事務の簡素化を検討する。</p> <p>93～97 (略)</p> <p>【物品購入】</p> <p>98 発注等事務の簡素化を検討する。</p> <p>99～100 (略)</p> <p>4 適正な履行の確保</p> <p>【工事請負契約】</p> <p>101～106 (略)</p> <p>107 予期することのできない<u>特別の事情</u>により、<u>契約期間内に急激なインフレーションまたはデフレーションを生じ、契約金額が著しく不適當となったとき</u>は、<u>契約金額の変更を請求できる仕組み</u>を運用する。</p> <p>108 (略)</p> <p>【業務委託契約】</p> <p>109～114 (略)</p> <p>115 庁舎等管理業務委託契約について、予期することのできない<u>特別の事情</u>により、<u>契約金額が著しく不適當となったときに</u>、<u>契約金額の変更を請求できる仕組みについて検討</u>する。</p> <p>(新設)</p> <p>116 (略)</p>	<p>【業務委託契約】</p> <p>92 発注等事務を簡素化する。</p> <p>93～97 (略)</p> <p>【物品購入】</p> <p>98 発注等事務を簡素化する。</p> <p>99～100 (略)</p> <p>4 適正な履行の確保</p> <p>【工事請負契約】</p> <p>101～106 (略)</p> <p>107 予期することのできない事情により、<u>契約金額が不適當となったときは、契約の相手方と誠実に協議を行うとともに、契約金額の変更を請求できる仕組み</u>を運用する。</p> <p>108 (略)</p> <p>【業務委託契約】</p> <p>109～114 (略)</p> <p>115 庁舎等管理業務委託契約について、予期することのできない事情により、<u>契約金額が不適當となったときは、契約の相手方と誠実に協議を行うとともに、契約金額の変更を請求できる仕組みを運用</u>する。</p> <p><u>116 庁舎等管理業務委託以外の業務委託について、予期することのできない事情により、契約金額が不適當となったときは、契約の相手方と誠実に協議を行い、必要があると認めるときは契約金額の変更を行う。</u></p> <p>117 (略)</p>
--	--

<p>【物品購入】</p> <p>117 (略)</p> <p>118 予期することのできない<u>特別の事情</u>により、<u>契約金額や納入期限が著しく不適当となり</u>、必要と認め<u>た</u>ときは、<u>協議の上</u>、<u>契約金額や契約期限の変更</u>を行う。</p> <p>5 価格以外の多様な要素の考慮</p> <p>119～123 (略)</p>	<p>【物品購入】</p> <p>118 (略)</p> <p>119 予期することのできない事情により、契約金額や納入期限が不適当とな<u>つた</u>ときは、<u>契約の相手方と誠実に協議を行い</u>、必要<u>がある</u>と認め<u>る</u>ときは、契約金額や<u>納入期限</u>の変更を行う。</p> <p>5 価格以外の多様な要素の考慮</p> <p>120～124 (略)</p>
<p>3 その他基本理念にのっとり<u>った</u>県の契約の推進を図るために必要な取組に関する事項</p> <p>基本理念3 地域経済の活性化への配慮</p> <p>124～153 (略)</p> <p>基本理念4 一定の行政目的の実現を図るための契約の活用</p> <p>1 環境に配慮した事業活動の推進に関する取組</p> <p>154～159 (略)</p> <p>【物品購入】</p> <p>160 CO2 ネットゼロ社会づくりの推進に取り組む事業者等から優先的に物品等の調達を行うことを検討する。</p> <p>2～3 (略)</p> <p>4 その他の行政目的の実現に資する取組</p> <p>(1) 安全・安心で活力ある地域づくりの推進</p> <p>192～196 (略)</p>	<p>3 その他基本理念にのっとり<u>った</u>県の契約の推進を図るために必要な取組に関する事項</p> <p>基本理念3 地域経済の活性化への配慮</p> <p>125～154 (略)</p> <p>基本理念4 一定の行政目的の実現を図るための契約の活用</p> <p>1 環境に配慮した事業活動の推進に関する取組</p> <p>155～160 (略)</p> <p>【物品購入】</p> <p>161 CO2 ネットゼロ社会づくりの推進に取り組む事業者等から優先的に物品等の調達を行う。</p> <p>2～3 (略)</p> <p>4 その他の行政目的の実現に資する取組</p> <p>(1) 安全・安心で活力ある地域づくりの推進</p> <p>193～197 (略)</p>

<p><u>(新設)</u></p> <p>5 その他</p> <p>197 一定の行政目的の実現に資する取組の活用方法等を検討する。</p>	<p><u>(2) 人権尊重の取組の推進</u></p> <p>198 「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」  <u>(令和4年ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議決定)</u>を踏まえ、<u>契約の相手方に対し、人権が尊重される社会づくりに寄与するように求める。</u></p> <p>5 その他</p> <p>199 一定の行政目的の実現に資する取組を推進する。</p>
<p>条例を推進するための仕組み (略)</p>	<p>条例を推進するための仕組み (略)</p>